

**ちば興銀UCカード会員規約及び
個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項改定のお知らせ**

2018年10月28日をもってちば興銀UCカード会員規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたします。規約および同意条項の改定箇所は以下のとおりです。

【下線部は改定部分を示します。】

■ちば興銀UCカード会員規約

改定前	改定後
<p>第1条 (会員—本人会員・家族会員)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承諾のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第1条 (会員—本人会員・家族会員)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを<u>承認</u>のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. (略)</p>
<p>第2条 (カードの発行と管理)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、ただちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. カードは、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>5. 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。</p>	<p>第2条 (カードの発行と管理)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されています。カードの所有権は当社に属し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員はカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができます。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. カード<u>及びカード情報</u>は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、<u>カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。</u></p> <p>5. <u>会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払い</u></p>

<p>6. (略)</p> <p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。</p>	<p><u>は本人会員の責任とします。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>6. (略)</p> <p>7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。</p>
<p>第4条（暗証番号）</p> <p>1. 当社は会員からのお申し出により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。</p> <p>(イ) 会員からのお申し出のない場合。</p> <p>(ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、本人会員はそのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。</p>	<p>第4条（暗証番号）</p> <p>1. 当社は本人会員からのお申し出により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。</p> <p>(イ) 会員からのお申し出のない場合。</p> <p>(ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>会員が、本人会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>第5条（カード利用可能枠）</p> <p>1. 当社は第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なお、ショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、<u>年会費、通信販売・電話予約販売代金</u>、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第1項にかかわらず、第29条に定めるキャッシング（1回払い）については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が<u>審査</u>し決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング（1回払い）の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利</p>	<p>第5条（カード利用可能枠）</p> <p>1. 当社は第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なお、ショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第1項にかかわらず、第29条に定めるキャッシング（1回払い）については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング（1回払い）の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用する</p>

<p>用することができます。</p> <p>5. カード利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</p>	<p>ことができます。</p> <p>5. カード利用可能枠は、<u>法令に基づく場合その他</u>当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</p>
<p>第6条（複数枚カード保有における利用可能枠）</p> <p><u>当社の発行するカード</u>を複数枚保有している場合、各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードにおける利用可能枠は、各カードに定められた額とします。</p>	<p>第6条（複数枚カード保有における利用可能枠）</p> <p>カードを複数枚保有している場合、<u>当社が定める一部のカードを除いて</u>各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードの利用可能枠は、各カードに定められた額とします。</p>
<p>第7条（代金決済）</p> <p>1. 第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）のご利用代金は、原則として毎月10日に締め切り（以下「締切日」と称します。）、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。<u>また、支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。</u></p> <p>2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として<u>1.63%（税込）</u>を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、<u>普通郵便</u>で会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち<u>2週間</u>以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第7条（代金決済）</p> <p>1. 第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の<u>利用代金</u>は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、<u>当月15日（以下「算定日」という）に算定したものを、</u>翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定し、<u>当社が認め</u>た金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により<u>翌月以降の締切日で処理される場合があります。</u></p> <p>2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として<u>所定の手数料率</u>を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払い月の前月末頃、<u>本人</u>会員が予め届出た送り先にご利用明細書として通知します。<u>本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。</u>ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち<u>20日</u>以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものと</p>

<p>4. (略)</p>	<p>みなします。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第9条 (費用の負担)</p> <p>本人会員のご都合による第7条第1項以外のお支払い方法より発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員のあいだで締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。</p>	<p>第9条 (費用の負担)</p> <p>本人会員のご都合による第7条第1項以外のお支払い方法により発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。<u>なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</u></p>
<p>第10条 (退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、通知、催告を要せずして、カードの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>(イ) ~ (ハ) (略)</p> <p>(ニ) 信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。</p> <p>(ホ) 第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとして当社が認めた場合。</p> <p>(ハ) ~ (ヲ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が</p>	<p>第10条 (退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、通知、催告を要せずして、カード<u>及び第16条第1項(ト)に定める付帯サービス</u>の使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>(イ) ~ (ハ) (略)</p> <p>(ニ) <u>個人</u>信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。</p> <p>(ホ) 第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとして当社が認めた場合、<u>又は第28条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。</u></p> <p>(ハ) ~ (ヲ) (略)</p> <p><u>(リ) 本人会員が死亡した場合。</u></p> <p><u>(カ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。</u></p> <p>3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き<u>本</u>会員規約の効力が</p>

<p>維持されるものとします。</p> <p>(ロ) 会員は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行なうものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。</p> <p>(新設)</p>	<p>が維持される<u>こと</u>。</p> <p><u>(ロ) 第 20 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、会員はカード情報等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</u></p> <p><u>(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</u></p>
<p>第 12 条 (遅延損害金)</p> <p>1. 本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足し、ご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、第 23 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年利率 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率 6.0%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年利率 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対して第 23 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年利率 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率 6.0%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年利率 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>3. 前二項いずれも計算方法は、日割計算とします。</p>	<p>第 12 条 (遅延損害金)</p> <p>1. <u>約定支払日に支払債務の履行がない</u>場合は、お支払いになるべき金額 (<u>ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。</u>) に対して<u>当該約定支払日</u>の翌日から<u>完済</u>に至るまで、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービスは<u>年</u> 14.6%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは<u>年</u> 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。<u>但し、ショッピングサービスの 2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し年 6.0%で計算された額を超えないものとします。</u></p> <p>2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の<u>残金全額</u>に対して第 23 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは<u>年</u> 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは<u>年</u> 6.0%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは<u>年</u> 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>3. 前二項いずれも計算方法は、<u>年 365 日 (うるう年は年 366 日)</u> の日割計算とします。</p>
<p>第 13 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一会員がカードを盗難、詐取もしくは横領 (以下「盗難」と総称します。) され、又は紛失した場合は、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第 13 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一会員がカードを盗難、詐取もしくは横領<u>もしくはカード情報を不正取得</u> (以下「盗難」と総称します。) され、又は<u>カードを</u>紛失した場合は、<u>会員は</u>速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p>

<p>3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。</p> <p>(イ) 会員の故意又は重大な過失に起因する場合。</p> <p>(ロ) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。</p> <p>(ハ) 第2条第4項に違反して第三者にカードを使用された場合。</p> <p>(ニ) ～ (ホ) (略)</p> <p>(ヘ) 本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。</p> <p>(ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、又は提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは被害調査に協力をしない場合。</p> <p>(チ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、当社に責がある場合は除きます。</p> <p>(新設)</p> <p>4. (略)</p>	<p>3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。</p> <p>(イ) 会員の故意又は重大な過失に起因する場合。</p> <p>(ロ) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為<u>又は</u>加担した盗難の場合。</p> <p>(ハ) 第2条第4項に違反して第三者にカード<u>又はカード情報</u>を使用した場合。</p> <p>(ニ) ～ (ホ) (略)</p> <p>(ヘ) 本規約<u>のいずれかに違反した</u>場合。</p> <p>(ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、<u>もしくは</u>提出した書類に不正の表示をした場合、<u>又は</u>被害調査に協力をしない場合。</p> <p>(チ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、<u>第4条第3項但し書きに該当する</u>場合は除きます。</p> <p>(リ) 第1項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第14条（届出事項の変更）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項の届出がないために当社から送付する通知書、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第14条（届出事項の変更）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。</u>但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. (略)</p>
<p>第16条（その他承諾事項）</p> <p>1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。</p> <p>(イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源</p>	<p>第16条（その他承諾事項）</p> <p>1. 本人会員は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>(イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源</p>

<p>泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。</p> <p>(ロ) 当社が会員にお貸したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ハ) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきます。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。</p> <p><u>(ロ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。</u></p> <p>(ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、<u>又はカード情報を不正取得された</u>場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ニ) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p><u>(ホ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</u></p> <p><u>(ハ) (ホ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</u></p> <p><u>(ト) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規定等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</u></p> <p><u>(チ) 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきます。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</u></p>
<p>第16条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 本人会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しな</p>	<p>第16条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 本人会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しな</p>

<p>いことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。</p> <p>(イ) ～ (リ) (略)</p> <p>(ヌ) その他これらに準じる者</p> <p>(以下総称して「暴力団員等」という)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(イ) ～ (ロ) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>いことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。</p> <p>(イ) ～ (リ) (略)</p> <p>(ヌ) <u>テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者</u></p> <p><u>(ル) その他これらに準じる者</u></p> <p>(以下総称して「暴力団員等」という)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(イ) ～ (ロ) (略)</p> <p><u>(ハ) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p>
<p>第 17 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、<u>購入地</u>及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 17 条 (合意管轄裁判所)</p> <p>会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 19 条 (規約の改定並びに承認)</p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (http://www.cuccard.co.jp/) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員がカードを利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第 19 条 (規約の改定並びに承認)</p> <p>当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (http://www.cuccard.co.jp/) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に<u>本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、</u>内容をご承認いただいたものとみなします。</p>
<p>第 20 条 (カード利用方法)</p> <p>1. 会員は次の (イ) (ロ) (ハ) に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供(以下「ショッピングサービス」と称します。)を受けることができます。<u>但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等への署名にかえて、暗証番号を入力するなど当社が指定する操作方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。</u></p> <p>(イ) 当社と契約した加盟店。</p> <p>(ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>(ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・</p>	<p>第 20 条 (カード利用方法)</p> <p>1. 会員は次の (イ) (ロ) (ハ) に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供(以下「ショッピングサービス」と称します。)を受けることができます。</p> <p>(イ) 当社と契約した加盟店。</p> <p>(ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>(ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・</p>

<p>サービス等については、<u>前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続きを省略し、又はカード番号等カード上に記された情報の入力のみを行なう方法によりショッピングサービスを受けることができるもの</u>とします。</p> <p>3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。</p> <p>4. 会員は、換金を目的とするショッピングサービスの利用はできません。</p> <p>(新設)</p>	<p>サービス等については、<u>売上票等への署名を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等</u>によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。<u>なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。</u></p> <p>4. 会員は、換金<u>又は違法な取引</u>を目的とするショッピングサービスの利用はできません。<u>また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</u></p> <p>5. 会員は、<u>インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するもの</u>とします。会員は、<u>加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会又は会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るもの</u>とします。<u>なおこれらの事由が生じた場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する</u>場合があることを会員は<u>予め承認するもの</u>とします。</p>
<p>第21条（加盟店への連絡等）</p> <p>会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、又同様に当社から加盟店に照会を行なう場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行なうことがあり、会員はこれを了承するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>第21条（加盟店への連絡等）</p> <p>会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、又同様に当社から加盟店に照会を行なう場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行なうことがあり、会員はこれを<u>予め承認</u>するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p>

<p>(ホ) 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。</p> <p><u>(ハ) 通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知する場合があること。</u></p>	<p>(ホ) 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 22 条（債権譲渡）</p> <p>1. 会員はカードの利用又は当社のかかわる通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期並びに方法での譲渡について、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。</p> <p>(イ) ～ (ハ) (略)</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員がカードを提示してご署名いただいた売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売等の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。</p>	<p>第 22 条（債権譲渡）</p> <p>1. 会員は、<u>加盟店が</u>ショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で<u>当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて</u>、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。</p> <p>(イ) ～ (ハ) (略)</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員が<u>利用したショッピングサービスにかかわる</u>売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売等の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。</p>
<p>第 23 条（支払区分）</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。</p> <p>(イ) 毎月の支払い元金は、締切日におけるリボルビング利用残高（以下「利用残高」と称します。）に応じて、会員が申し込み時に予め選択した支払いコースにより定める金額とし、当社所定の手数料をこれに加算した金額（以下「弁済金」と称します。）をお支払いいただきます。なお、<u>入会後に本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコースの変更ができるものとします。</u></p> <p>(ロ) 手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々の利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年 365 日で日割計算した金額を 1 か月分とし、翌々月の当社指定日に後払いしていただきます。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1 回払い、2 回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と</p>	<p>第 23 条（支払区分）</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。</p> <p>(イ) 毎月の支払い元金は、<u>末尾「毎月の支払元金（支払コース）」記載の支払コースの中から会員が申し込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に</u>当社所定の手数料をこれに加算した金額（以下「弁済金」と称します。）をお支払いいただきます。なお、入会後に本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコースの変更ができるものとします。</p> <p>(ロ) 手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々の<u>リボルビング</u>利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年 365 日（<u>うるう年は年 366 日</u>）で日割計算した金額を 1 か月分とし、翌々月の<u>約定支払日</u>に後払いしていただきます。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1 回払い、2 回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と</p>

<p>認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして前項 (イ) (ロ) により計算します。</p> <p>6. (略)</p>	<p>認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項 (イ) (ロ) により計算します。<u>なお、2回払い分をリボルビング払いに変更する場合には変更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に応答する算定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額として確定した1回目、2回目の各々の利用代金分が対象となるものとします。</u></p> <p>6. (略)</p>
<p>第26条 (支払停止の抗弁)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p> <p>(イ) 売買契約が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。</p> <p>(ロ)～(ハ) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>第26条 (支払停止の抗弁)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p> <p>(イ) <u>ショッピングサービスの利用</u>が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。</p> <p>(ロ)～(ハ) (略)</p> <p>6. (略)</p>
<p>第29条 (キャッシングサービスの利率等)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 利息は、<u>毎月</u>締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの日割計算とします。但し、第1回目の利息は、ご利用日 (キャッシング (1回払い) についてはご利用日の翌日) から第1回目の約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払い義務はありません。</p> <p>4. (略)</p>	<p>第29条 (キャッシングサービスの利率等)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 利息は、締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの<u>年365日 (うるう年は年366日)</u>の日割計算とします。但し、<u>初回利息は、ご利用日の翌日から初回</u>約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。<u>また、キャッシング (リボ) の場合には、ご利用日にご返済いただく場合は、1日分の利息をお支払いいただきます。</u>なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払い義務はありません。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第30条 (キャッシングサービスの支払方法等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. キャッシング (リボ) の返済については次のとおりとします。</p> <p>(イ) 返済方法は元金定額返済方式、ボーナス月元金増額返済方式の2種類から選択するものとします。</p>	<p>第30条 (キャッシングサービスの<u>返済</u>方法等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. キャッシング (リボ) の返済については次のとおりとします。</p> <p>(イ) 返済方法は元金定額返済方式、ボーナス月元金増額返済方式の2種類から選択するものとします。</p>

<p>(ロ) 毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第 29 条で定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、前月 10 日の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。</p> <p>(ハ) 当社所定の方法で申し込み、当社が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。</p>	<p>(ロ) 毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第 29 条で定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、<u>キャッシング(リボ)</u>の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。</p> <p>(ハ) <u>本人会員から申込みがあり</u>、当社が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。</p>
<p>第 32 条 (ご利用・ご返済にかかる書面)</p> <p>1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するか、又は、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。</p> <p>2. <u>前項の一括記載交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスのご利用を制限又は中止することがあります。</u></p> <p>3. 第 1 項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。</p>	<p>第 32 条 (ご利用・ご返済にかかる書面)</p> <p>1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を<u>キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するものとします。但し、当社が当該書面に代えて毎月一括記載により書面を交付することについての承諾を本人会員から得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. 第 1 項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。</p>

■ちば興銀UCリボカード特約

<p>第 2 条 (利用代金の支払い)</p> <p>リボカードのご利用代金の支払区分は、会員規約第 23 条に定めるリボルビング払いを指定したものとします。但し、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いとなる場合があります。<u>また、会員がリボカード利用の際に 2 回払い、ボーナス一括払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。</u></p>	<p>第 2 条 (<u>ショッピングサービス支払区分</u>)</p> <p>リボカードによる<u>ショッピングサービス</u>の支払区分は、<u>会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず</u>、リボルビング払いを指定したものとします。但し、<u>会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、</u>指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いとなる場合があります。</p>
<p>第 4 条 (リボカード専用型)</p> <p>会員は、当社の指定する加盟店において、リボカード専用型によりカードと同様の方法で商品の購入、サービスの提供等を受けることができます。但し、リボカード専用型によっては 1 回払いの指定はできないものとします。</p>	<p>第 4 条 (<u>会員規約の適用</u>)</p> <p><u>本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</u></p>

第5条（リボカードの所有権等） リボカードの所有権・有効期限・更新・解約は、会員規約の各該当条項を準用することとします。	（削除）
第6条（会員規約の適用） 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。	【第4条に繰上げ】

■ちば興銀UC立替払加盟店利用特約

<p>第1条（本特約の主旨）</p> <p>1. 本特約は、ちば興銀カードサービス株式会社（以下「当社」と称します。）又はちば興銀UC会員規約第20条第1項（ロ）（ハ）のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）におけるサービス利用料、ショッピング利用代金等のカードでの決済についての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、会員はカードを提示することにより、又は通信販売等の方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. 前項の場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代ってサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。</p>	<p>第1条（本特約の主旨）</p> <p>1. 本特約は、ちば興銀カードサービス株式会社（以下「当社」と称します。）又はちば興銀UC会員規約（<u>以下「会員規約」と称します。</u>）第20条第1項（ロ）（ハ）のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）における<u>ショッピングサービス</u>についての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、会員が<u>ショッピングサービス</u>を利用した場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。</p> <p>（削除）</p>
--	--

<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内

（改定前）

1. 毎月の支払い元金（支払いコース）

利用残高	毎月の支払元金				
	残高スライドコース				定額コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額5千円以上6万円まで（5千円単位） *ゴールドカードは1万円以上
20万円超は20万円増すごとに	1万円加算	2万円加算	3万円加算	4万円加算	

注：利用残高が毎月の支払い元金に満たない場合、翌月の支払い元金は利用残高の全額となります。

2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません）

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料5月11日～6月5日分 + 6月6日～6月10日分

$$(80,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日) + (70,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日) = 998円$$

弁済金 10,000円 + 998円 = 10,998円

(3) 8月5日に支払う弁済金（7月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料6月11日～7月5日分 + 7月6日～7月10日分

$$(70,000円 \times 15.00\% \times 25日 \div 365日) + (60,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日) = 842円$$

弁済金 10,000円 + 842円 = 10,842円

注：残高スライドコースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払い元金に読み替えて算定するものとします。

（改定後）

1. 毎月の支払い元金（支払いコース）

利用残高	毎月の支払元金				
	残高スライドコース				定額コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額5千円以上6万円まで（5千円単位） *ゴールドカードは1万円以上
20万円超は 20万円増すごとに	1万円加算	2万円加算	3万円加算	4万円加算	

注：利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。

2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません）

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払元金 10,000円

手数料5月11日～6月5日分 + 6月6日～6月10日分

$(80,000 \text{ 円} \times 26 \text{ 日} + 70,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 日}) \times 15.00\% \div 365 \text{ 日} = 998 \text{ 円}$

弁済金 10,000 円 + 998 円 = 10,998 円

(3) 8月5日に支払う弁済金 (7月10日締切)

支払元金 10,000 円

手数料 6月11日～7月5日分 + 7月6日～7月10日分

$(70,000 \text{ 円} \times 25 \text{ 日} + 60,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 日}) \times 15.00\% \div 365 \text{ 日} = 842 \text{ 円}$

弁済金 10,000 円 + 842 円 = 10,842 円

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

※残高スライドコースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。

<キャッシングサービス>のご案内

(改定前)

名称	ご融資金	ご融資利率	ご返済方式	ご返済期間	ご返済回数	担保
キャッシング (1 回払い)	利用可能枠 (1～30 万円) の範囲内 (1 万円単位)	年利 18.00% (ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)	元利一括返済	23 日～56 日	1 回	不要
キャッシング (リボ) (※)	利用可能枠 (1～300 万円) の範囲内 (1 万円単位)	利用可能枠が 100 万円未満の場合→ 年利 18.00% (※2) 100 万円以上の場合→ 年利 15.00%	・元金定額返済 (1 万円～5 万円) (※3) ・ボーナス月元増額返済	1 ヶ月～60 ヶ月	1 回～60 回	不要

※1: 学生用カード会員及び家族会員は、キャッシング(リボ)をご利用いただけません。又、一部提携カードの会員はキャッシング(リボ)のご融資内容を変更いただけない場合があります。
 ※2: ご利用可能枠が 100 万円未満の場合、UC ゴールドカード会員は実質年利 15.00%となります。
 ※3: 元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は 5 千円～5 万円となります。

●遅延損害金 年利 20.00%

(改定後)

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保・保証人
キャッシング (1 回払い)	利用可能枠 (1～30 万円) の範囲内 (1 万円単位)	実質年率 18.00% (ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)	元利一括返済	23 日～56 日	1 回	不要
キャッシング (リボ) (※1)	利用可能枠 (1～300 万円) の範囲内 (1 万円単位)	利用可能枠が 100 万円未満の場合→ 実質年率 18.00% (※2) 100 万円以上の場合→ 実質年率 15.00%	・元金定額返済 (1 万円～5 万円) (※3) ・ボーナス月元増額返済	1 ヶ月～60 ヶ月	1 回～60 回	不要

※1: 学生用カード会員及び家族会員は、キャッシング(リボ)をご利用いただけません。又、一部提携カードの会員はキャッシング(リボ)のご融資内容を変更いただけない場合があります。
 ※2: ご利用可能枠が 100 万円未満の場合、UC ゴールドカード会員は実質年率 15.00%となります。
 ※3: 元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は 5 千円～5 万円となります。

●遅延損害金 実質年率 20.00%

■<個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項>

改定前	改定後
第 1 条 (個人情報の収集・保有・利用、預託) (1) 会員は、今回のお申し込みを含むちば興銀カードサービス株式会社 (以下「当社」と称します。)	第 1 条 (個人情報の収集・保有・利用、預託) (1) 会員は、今回のお申し込みを含むちば興銀カードサービス株式会社 (以下「当社」と称します。) と

<p>との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社所定の保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>③各取引に関する支払い開始後の利用残高、月々の返済状況、その他客観的事実に基づく情報</p> <p>④会員が申告した会員の資産、負債、収入、個人の経済状況に関する情報</p> <p>⑤会員の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）</p> <p>⑥～⑧（略）</p> <p>⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>(2)（略）</p>	<p>の各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社所定の保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、<u>その他の連絡先情報</u>（Eメールアドレス、<u>SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む。</u>）、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報</p> <p>③各取引に関する支払い開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報</p> <p>④会員が申告した会員の資産、負債、収入、個人の経済状況に関する情報</p> <p>⑤会員の来店、問い合わせ、<u>当社との連絡時における申出</u>等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）</p> <p>⑥～⑧（略）</p> <p>⑨<u>インターネット</u>、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、<u>当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）</u></p> <p>(2)（略）</p>
<p>第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <p>(1) 会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内</p>	<p>第2条（<u>第1条以外での</u>個人情報の利用）</p> <p>(1) 会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNS</p>

<p>③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発</p> <p>※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（http://www.cuccard.co.jp）に常時掲載しております。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p><u>でのメッセージその他インターネット上の連絡</u> 等による営業案内</p> <p>③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発</p> <p>※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（http://www.cuccard.co.jp）に常時掲載しております。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。</p> <p>(株) シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル15階</p> <p>ナビダイヤル 0570-666-414</p> <p>ホームページアドレス http://www.cic.co.jp/</p> <p>登録情報</p> <p>氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間</p> <p>①本契約に係る申込みをした事実は当社が（株）シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間</p> <p>②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年間</p> <p>③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年間</p> <p>※（株）シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>（株）日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1</p>	<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。</p> <p>(株) シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル15階</p> <p>ナビダイヤル 0570-666-414</p> <p>ホームページアドレス https://www.cic.co.jp/</p> <p>登録情報</p> <p>氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間</p> <p>①本契約に係る申込みをした事実は当社が（株）シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間</p> <p>②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年<u>以内</u></p> <p>③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年<u>以内</u></p> <p>※（株）シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>（株）日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒<u>110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号</u></p>

<p>ナビダイヤル 0570-055-955 ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp/</p> <p>登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等）</p> <p>登録期間</p> <p>①本契約にかかる申込みをした事実は、申込日から6ヵ月を超えない期間</p> <p>②本人を特定するための情報は、契約内容、<u>返済状況又は取引事実</u>に関する情報のいずれかが登録されている期間</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び完済日から5年を超えない期間</p> <p>④取引事実に関する情報は、<u>当該事実の発生日から5年を超えない期間</u></p> <p>⑤<u>延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年を超えない期間</u></p> <p>(4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558 ホームページアドレス http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。</p>	<p><u>住友不動産上野ビル5号館</u></p> <p>ナビダイヤル 0570-055-955 ホームページアドレス https://www.jicc.co.jp/</p> <p>登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、<u>保証額</u>、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、<u>延滞解消</u>等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、<u>保証履行</u>、強制解約、破産申立、債権譲渡等）</p> <p>登録期間</p> <p>①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機関に照会した日から6ヵ月<u>以内</u></p> <p>②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間</p> <p>③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年<u>以内</u></p> <p>④取引事実に関する情報は、<u>契約発生中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年以内)</u></p> <p>(4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/ ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。</p>
--	--

以上